

本庄市身体障害者福祉社会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、本庄市身体障害者福祉社会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、会長の指定したところに置く。

(目的)

第3条 この会は、身体障害者の自立更生と、会員相互の福利増進を図ると共に、共生社会の実現を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)身体障害者の自立更生に関する事業

(2)会員の福利増進、向上を図るための事業

(3)関係官庁及び団体との連絡及び協調に関する事業

(4)その他、会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 この会に、本部と支部を置く。

2 支部は、本庄支部及び児玉支部とする。

(会員)

第6条 この会の会員は、会の趣旨に賛同する正会員、賛助会員及び特別会員とする。
賛助会員と特別会員においては市内外の居住は問わない。

(1)正会員

本庄市に在住又は在勤者で身体障害者手帳を所有する者とする。

(2)賛助会員

身体障害者(児)に理解があり、会の趣旨に賛同し、役員会で適當と認める個人
法人、事業者及び団体とする。

(3)特別会員

身体障害者(児)に理解があり、会の趣旨に賛同し、会長が特別会員として適當
と認める個人とする。

(入会)

第7条 この会に入会しようとする者は、所定の入会申し込み書により支部長を経由して、
会長に提出するものとする。

(会費)

第8条 会員は、会の運営その他の費用に充てるため、会費を負担しなければならない。

2 この会の会費は、次の各号に掲げる額とする。

(1)正会員及び特別会員は年会費500円とする。

(2)賛助会員は年会費一口1,000円とする。

(会費の免除)

第9条 会員の事情により、会費の免除及び一時休止等については、支部長又は本人
からの申し出のあった者については、三役会において協議し、これを決定する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その口を喪失する。

(1)退会届の提出をした時

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3)会費を、2年以上納入しないとき、ただし、前条に規定する会費の免除及び一時
休止等を受けた者を除く。

(4)除名されたとき

(退会)

第11条 この会を退会しようとする者は、所定の退会とどけを会長に提出するものとする
2 会長は、退会手続き完了後の役員会において報告を行う。

(除名)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員会の議決により除名することができる。
(1)この会の名誉を甚だしく汚す行為をしたとき。
(2)この会の趣旨に甚だしく違反したとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(部会)

第14条 この会に、第4条に定める事業を行うために必要な専門部会として、
盲人部会、青年部会、自動車部会、体育部会、写真部会を置く。
(1)部会長、副部会長は、各部会において選出する。
(2)部会は、第4条に定める事業を行うとともに、専門事項について検討し、立案する。
(3)部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

第3章会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、つぎのとおりとする。

- (1)総会
 - (2)三役会
 - (3)理事会
 - (4)役員会
 - (5)支部会議
 - (6)支部役員会議
- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の招集)

第16条 総会、三役会、理事会、役員会は会長が招集し、支部会議及び支部役員会議は
支部長が招集する。

(会議の定足数)

第17条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
但し、委任状の提出に因っても定足を満たす事とする。

(会議の議決)

第18条 会議の議決は、出席者の過半数以上の同意をもって決し、可否同数のときは、
議長が決する。ただし、会議通知者に対し、委任状提出者は全権を議長に委任したものとみなす。

(総会の構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の議決)

第20条 総会は、次の事項を議決する。
(1)会則及び諸規定の制定、改廃に関する事項
(2)事業計画及び収支予算
(3)事業報告及び収支決算
(4)役員の選任
(5)その他この会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。
臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)会員の半数以上の開催請求があつたとき。
(3)総会の議長は、会長が指名した者が行う。

(三役会)

第22条 三役会は、会長、副会長、支部長をもって構成し、会長が必要にお応じて開くことができる。

(理事会)

第23条 理事会は、本部役員、支部役員及び専門部会長をもって構成し次の事項を議決する。

- (1)総会に提出する議案
- (2)予算案の決定及び本会の運営、予算執行
- (3)その他会長において特に必要と認めた事項
- (4)理事会議長は、会長が行う。

(役員会)

第24条 役員は、本部役員、支部役員及び専門部会長をもって構成し、つぎの事項を議決する。

- (1)執行部会で提案された案件及び理事会に提出する議案
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他会長が付議した事項

2 役員会の議長は、会長が行う。

(支部会議)

第25条 支部会議は、支部の会員もって構成し、支部長が必要に応じて開くことができる。

2 支部会議の議長は、支部長が行う。

(支部役員会議)

第26条 支部役員会議は、支部役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1)支部運営等に関すること
- (2)支部事業及び支部予算の計画・立案に関すること
- (3)その他支部長において特に必要と認めた事項

2 支部役員会議の議長は、支部長が行う。

(専決)

第27条 軽易な事項は、会長及び事務局長が協議の上、専決することができる。
なお、専決事項については三役会に報告するものとする。

第4章 役員

(本部役員・支部役員)

第28条 この会に、次の本部役員及び支部役員を置く。

- (1)本部役員
会長1名 副会長4名 事務局長1名 会計1名 理事若干名 監事2名
- (2)支部役員
支部長1名 副支部長2名 支部会計1名 支部理事若干名

(役員の選出)

第29条 役員は次の各号により決定する。

- (1)会長、会計及び監事は会員の互選により選出し、総会で決定する。
- (2)副会長、事務局長は会長が指名し、総会で承認を受ける。
- (3)理事は専門部会、支部の推薦を受け、総会で承認を受ける。
- (4)支部長は、支部の選出を受け、会長が委嘱する。
- (5)支部長を除く支部役員は、各支部で選出する。

2 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(役員の職務)

第30条 役員は、それぞれの立場において会の運営、発展に寄与するとともに、次の各号の会務を司る。

- (1)会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3)事務局長は、会長の命を受け、事務執行の任にあたる。

- (4)会計は、この会の経理を担当する。
- (5)理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- (6)監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- (7)支部長は、支部会員相互の親睦を計り、支部の総括にあたる。
- (8)副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時は、その職務を代行する。
- (9)支部会計は、支部の経理を担当し、本部に報告する。
- (10)支部理事は、各事業を担当するとともに、支部の運営執行の重要な事項を協議し、支部役員会議に提案する。

2 顧問・相談役は会長の諮問を受け意見を述べることができる。

(兼任の禁止)

第31条 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、原則として補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の解任)

第33条 役員に、役員として相応しくない行為があったときは、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

第5章 経理

(経費)

第34条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1)会費
- (2)賛助会費
- (3)寄付金
- (4)補助金
- (5)事業収入
- (6)その他の収入

- 2 この会の運営を図るために、必要に応じて「特別会計」を設けることができる。
特別会計の運用については、別に定める。

(会計年度)

第35条 「この会の会計」年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第6章 補則

この会則は平成20年5月11日の本庄市身体障害者福祉会および児玉町身体障害者福祉会合併総会の決議により有効とする。